



閣議後初会見を行う山本大臣  
→ [P19](#)に関連記事  
(9月26日)



与謝野前大臣と引継ぎを行う山本大臣  
(9月27日)

## 目次

### 【トピックス】

- 「平成17年度実績評価書」、「平成18年度事業評価書」、「平成18年度事後事業評価書」及びそれらの要旨の公表について… 2
- 検査モニターの運用改善について… 3
- 平成19年度税制改正要望について… 4
- 平成19年度概算要求の概要について… 4
- 広告の表示等に係る取組みについて… 6
- 平成18年3月期における不良債権の状況等（ポイント）… 7

### 【平成18事務年度 監督方針関係】

- 証券会社等向け監督方針について… 8
- 主要行等向け監督方針について… 11
- 中小・地域金融機関向け監督方針について… 12

### 【特集】

- 金融商品取引法制の概要について（第3回）… 15

### 【金融ここが聞きたい！】… 19

### 【お知らせ】

- 大臣・副大臣・政務官への質問募集中… 22
- 新着情報メール配信サービスへのご登録のご案内… 22

### 【8月の主な報道発表等】… 23

## 【トピックス】

### 「平成 17 年度実績評価書」、「平成 18 年度事業評価書」、 「平成 18 年度事後事業評価書」及びそれらの要旨の公表について

#### 1. はじめに

金融庁においては、平成 14 年 4 月に施行された「行政機関が行う政策の評価に関する法律」の趣旨を踏まえ、政策評価の実施を通じて、

- (1) 国民に対する金融行政の説明責任（アカウンタビリティ）を徹底すること
- (2) 国民本位の効率的で質の高い金融行政を実現すること
- (3) 国民的視点に立った成果重視の金融行政を実現すること

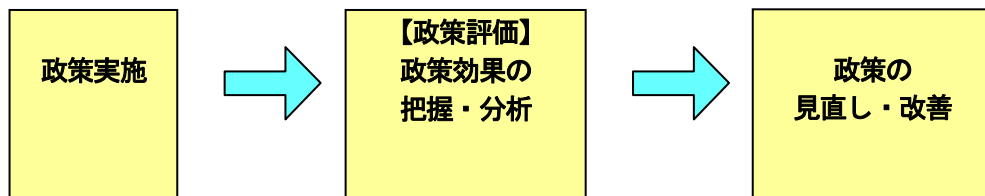
を目指しています。

これまで金融庁においては、金融庁設置法で定めた法定任務（金融機能の安定、預金者・保険契約者・投資者の保護、円滑な金融）について、政策評価に係る基本計画や実施計画などを策定の上、政策評価に鋭意取り組んでおり、実績評価に関しては、平成 13 年度（13 年 7 月～14 年 6 月）以降、毎年度を対象とする実績評価書を作成・公表しました。

また、政策評価をより一層予算に活用するとの観点から、平成 15 年度以降、毎年度、予算措置を伴う事業のうち新規あるいは拡充を予定している主なものを対象として事業評価（事前評価）を実施することとし、事業評価書を作成・公表しました。さらに、過去に事業評価（事前評価）を実施し、効果が発現した事業のうち主なものを対象として事業評価（事後評価）を実施することとし、事後事業評価書を今年度初めて作成・公表しました。

#### 【参考】

政策評価とは、各府省が自らその政策の効果を把握・分析し、評価を行うことにより、次の企画立案や実施に役立てるものです。



なお、政策評価には以下の 3 つの方式があります。

#### (1) 実績評価方式

政策を決定する際に、あらかじめ達成すべき目標を設定し、これに対する実績を定期的・継続的に測定するとともに、目標期間が終了した時点で、目標の達成度合いについて評価する方式。

#### (2) 事業評価方式

政策を決定する前に、あらかじめ期待される政策効果等を推計・測定し、政策目的が妥当か、行政が担う必要があるか、費用に見合った効果が得られるかなどの観点から評価する方式（必要に応じ事後の時点で、事前の時点に行った評価内容を踏まえ検証）。

#### (3) 総合評価方式

政策の決定から一定期間を経過した後に、特定のテーマについて、政策効果の発現状況を様々な角度から掘り下げて分析し、政策に係る問題点を把握するとともにその原因を分析するなど総合的に評価する方式。

## 2. 平成 17 年度実績評価書の内容

今回は、平成 17 年度（17 年 7 月～18 年 6 月）を対象とする政策評価実施計画に定めた 28 の政策について、実績評価を実施しました。

具体的には、金融庁が法定任務を遂行していくための 28 の政策について予め目標を定め、それぞれ目標の達成に向けて行った業務内容等を分析し、各政策の評価を行いました。なお、今回から評価結果が分かりやすいものとなるよう、パターン化した基本類型を参考に、政策ごとに「端的な結論」を付しています。

## 3. 平成 18 年度事業評価書の内容

今回は、情報等の分野の事業で、平成 19 年度に予算措置を伴う事業のうち新規あるいは拡充を予定している主なものを対象に、事業評価（事前評価）を実施しました。

事業評価（事前評価）の実施に当たっては、事業の目標、目的及び内容を明らかにするとともに、必要性、効率性、有効性の観点から評価を行っています。

## 4. 平成 18 年度事後事業評価書の内容

過去に事業評価（事前評価）を実施し、効果が発現した事業のうち主なものを対象に、事業評価（事後評価）を初めて実施しました。

事業評価（事後評価）の実施に当たっては、具体的成果を踏まえ、法律に示されている必要性、効率性、有効性等の観点から検証を行っています。

※ 詳しくは、金融庁ホームページの「報道発表資料」から[「平成 17 年度実績評価書」](#)、[「平成 18 年度事業評価書」](#)、[「平成 18 年度事後事業評価書」](#)及びそれらの要旨の公表について（平成 18 年 8 月 31 日）にアクセスしてください。

## 検査モニターの運用改善について

検査モニター制度のより一層の活用を促すため、平成 18 検査事務年度より、オフサイト検査モニターについて、以下の点について運用の改善を実施します。

**(1) オフサイト検査モニターについて、現行の記述式部分を廃止し、アンケート方式に統一します。**

**(2) オフサイト検査モニターのアンケート方式を以下の 2 種類にて実施します。**

**① 「アンケート方式①」**

- ・ 内容：検査の執行状況等に係る事項
- ・ 提出期間：立入検査開始から立入検査終了手続後 10 日以内（土・日・祝日除く）

**② 「アンケート方式②」**

- ・ 内容：検査結果通知に係る事項
- ・ 提出期間：検査結果通知から 10 日以内（土・日・祝日除く）

**(3) アンケート項目を見直します。**

評定制度に関する意見欄を設けたほか、「前回検査と比較して」の質問項目については、評定制度等の制度の改廃等を含まない旨を明記しました。

※ 詳しくは、金融庁ホームページの「報道発表資料」から[「検査モニターの運用改善について（平成 18 年 8 月 9 日）」](#)または、「所管の法令・ガイドライン等」関連リンク[「意見申出制度及び検査モニターのより一層の周知徹底について」](#)にアクセスして下さい。

## 平成 19 年度税制改正要望について

去る 8 月 31 日、金融庁は「平成 19 年度税制改正要望」を財務省及び総務省に提出しました。本年の要望は、金融システムの一層の活性化を図り、

1. 「豊かで強く魅力ある日本経済」
2. 「安心で柔軟かつ多様な社会」

の実現に資する観点から、必要な税制上の措置を要望しています。

### 1. 豊かで強く魅力ある日本経済を実現する観点からは、

- (1) 漸く緒に就き始めた「貯蓄から投資へ」の流れを加速・定着させるため、
  - (イ) 上場株式等の譲渡所得に係る優遇税率（10%）の継続、
  - (ロ) 配当所得に係る適切な軽減措置、
- (2) 「金融商品課税の一体化」に向けた取組みとして、上場株式等の譲渡損失と配当所得との間の損益通算を可能とすること等、
- (3) 金融機関について、不良債権問題の再発防止及び繰延税金資産の資産としての脆弱性に対処するため、
  - (イ) 貸倒れに係る無税償却・引当の範囲拡大、
  - (ロ) 欠損金の繰戻還付制度の凍結解除・期間の延長等、
- (4) 信託法改正に伴う税制上の措置については、現行の信託税制の考え方を基本とするとともに、円滑な信託取引の実現に十分な配慮を行うこと、等を要望しています。

### 2. 安心で柔軟かつ多様な社会を実現する観点からは、

- (1) 遺族・老後・医療・介護保障に係る自助努力を支援するため、多様なニーズに対応した簡素でわかりやすい汎用的な新たな生命保険料控除制度の創設、
- (2) 自然災害等生活におけるリスクへ対処するため、火災保険等にかかる異常危険準備金制度を拡充すること、等を要望しています。

※ 詳しくは、金融庁ホームページの「報道発表資料」から[「平成 19 年度税制改正要望について」](#)（平成 18 年 8 月 30 日）にアクセスして下さい。

## 平成 19 年度概算要求の概要について

### 1. はじめに

多様な金融商品やサービスが普及している中で、金融サービスの利用者保護を図り、利用者が安心して安全に取引を行うことができるように、市場監視機能の強化や消費者保護施策等の推進を図ることが必要となっています。また、平成 19 年 10 月の郵政民営化を踏まえ、郵政民営化への的確な対応を確保することが重要です。さらに、利用者の利便性向上や業務の効率化のため、情報システムを整備することが必要となっています。金融庁では、これらの課題に対応するための諸施策等を実施するために必要な機構・定員及び予算の要求を行っています。

### 2. 機構・定員要求の内容

金融庁としては、平成 19 年度機構・定員要求においては、「市場監視機能の強化」、「消費者保護施策等の推進」及び「郵政民営化への対応」の三つを体制整備の重点化項目としています。

#### (1) 市場監視機能の強化

金融商品取引法の施行に伴い、開示検査や課徴金調査の対象が拡大されたことやファンド等が新

たに監督対象とされたこと等から、金融商品取引法等の適切な運用のために必要な証券市場監視・監督体制を大幅に強化することとしています。また、恒常的に変貌を遂げている市場・企業開示に係る制度の企画・立案体制を強化するとともに、監査法人や公認会計士に対する検査・監督体制を強化することとしています。

## (2) 消費者保護施策等の推進

貸金業者や銀行、保険会社等に対する検査・監督体制及び金融サービス利用者相談・広報の体制を整備するとともに、消費者保護施策等の推進に関する制度の企画・立案体制を整備することとしています。

## (3) 郵政民営化への対応

郵政民営化関連法に基づき、平成 19 年 10 月から郵便貯金銀行及び郵便保険会社が、それぞれ銀行業及び保険業を開始することを踏まえ、民営化の円滑な実施により我が国全体としての金融システムがより効率的で利便性の高いものとなるよう、検査・監督体制を整備することとしています。

これらの体制整備のため、総務企画局 34 人、検査局 27 人、監督局 36 人、証券取引等監視委員会 86 人、公認会計士・監査審査会 12 人、総計 195 人の増員要求を行っています。

### (参考 平成 19 年度定員要求)

	18 年度末定員	19 年度増員要求	18 年度増員要求 (増員数)
総務企画局	304	34	51 (16)
検査局	454	27	36 (6)
監督局	221	36	40 (21)
小計	979	97	127 (43)
証券取引等 監視委員会	318	86	66 (19)
公認会計士・ 監査審査会	43	12	2 (2)
総計	1,340	195	195 (64)

(注) この他、マネーロンダリング・テロ資金対策強化のための法整備に伴い、FIU（犯罪に関連する疑いのある取引の情報を整理・分析して警察等へ提供する機関）を警察庁へ移管。

## 3. 予算要求の内容

平成 19 年度予算要求については、歳出全般にわたる徹底した見直しを行った上で、(1) 市場監視機能の強化や消費者保護施策等の推進などのための増員 (195 人) に必要な経費の他、(2) 利用者の利便性向上や業務の効率化のため、業務・システムの最適化計画に基づく情報システム整備等に必要な経費、(3) 機動的な検査・監視の実施、海外当局との連携強化等に必要な経費などを織り込み、総額で約 249 億円 (対前年度比 18.1%増) の要求を行っています。

なお、預金保険機構に係る政府保証枠については、金融システムの安定を引き続き揺るぎないものとするとの考え方にに基づき、48 兆 1,500 億円を要求しています。

※ 詳しくは、金融庁ホームページの「報道発表資料」から「[平成 19 年度機構・定員及び予算要求について](#) (平成 18 年 8 月 29 日)」にアクセスしてください。

## 広告の表示等に係る取組みについて

1. 金融機関がチラシ等による広告を作成するに当たって、その内容が誤認されることがないように分かりやすい表示が行われることは、利用者保護及び利用者利便の観点から極めて重要であります。  
こうした中、先般、金融機関による広告の表示に関連し、公正取引委員会から景品表示法の有利誤認に係る規定に違反するおそれがあるとして、警告を受ける事態が発生しました。  
平成 16 年 5 月にも、公正取引委員会から外貨定期預金の利息額表示に関する警告を受けている事案が発生しており、金融機関が顧客に誤認されるような表示を行い、再度の警告を受けたことは遺憾であります。  
さらに、金融商品の多様化に伴い、投資信託や保険商品に加え、デリバティブを組み込んだ新たな形態の預金商品（いわゆる仕組預金）等、その商品のリスク性、複雑さゆえに、広告等に当たり、顧客に十分な説明を必要とする商品もみられるようになってきています。
2. 当局としては、本年 8 月 9 日に公表した[平成 18 事務年度主要行等向け監督方針](#)等における重点事項として、利用者保護ルール徹底と利便性の向上を掲げています。その具体的な着眼点として、顧客への説明態勢及び相談・苦情処理機能の充実・強化等の検証を行っていくこととしています。
3. このため、各金融機関に対し、今回の警告の趣旨や監督方針における重点事項の趣旨を踏まえ、顧客が誤認するおそれのない分かりやすい広告の表示等に努めるよう要請しました。また、「銀行業における表示に関する公正競争規約」を制定している全国銀行公正取引協議会に対し、顧客が誤認するおそれのない分かりやすい広告の表示を行うための一定の基準を策定し、その周知徹底を図ることを要請しました。
4. なお、各金融機関が広告の表示や顧客への説明態勢の充実・強化等を適切かつ十分に取り組んでいることを前提に、当局の定例の検査において把握した内容、金融サービス利用者相談室等へ寄せられている情報等を踏まえ、必要に応じて監督上の対応を行っていくこととなります。

※ 詳しくは、金融庁ホームページの「報道発表資料」から、[「広告の表示等に係る取組みについて」の公表について（平成 18 年 8 月 9 日）](#) にアクセスしてください。

## 平成 18 年 3 月期における不良債権の状況等（ポイント）

金融庁では、平成 18 年 8 月 8 日、平成 18 年 3 月期の不良債権の状況について公表しました。以下、平成 18 年 3 月期の不良債権の状況についてご説明します。

平成 18 年 3 月期の全国銀行の不良債権残高（金融再生法開示債権ベース）は 13.4 兆円となり、平成 17 年 3 月期の 17.9 兆円と比べて▲4.6 兆円の減少となりました。

不良債権比率<sup>1</sup>についてみると、主要行、地域銀行、全国銀行とも平成 17 年 3 月期に比べて低下し、いずれも金融再生法開示債権の公表を開始（平成 11 年 3 月～）して以来最低の水準となりました。

	16 年 3 月期	17 年 3 月期	18 年 3 月期
主要行	5.2%	2.9%	1.8%
地域銀行	6.9%	5.5%	4.5%
全国銀行	5.8%	4.0%	2.9%

特に主要行の不良債権比率は、「[金融再生プログラム](#)」（平成 14 年 10 月）における不良債権比率の半減目標<sup>2</sup>を達成した平成 17 年 3 月期の 2.9%から、さらに▲1.1%低下して 1.8%となりました。

また、地域銀行についても、地域密着型金融（リレーションシップバンキング）の機能強化に向けた取り組みが着実な進展を見せる中、不良債権比率は、全体として着実に低下しています。

金融庁は、今後も、不良債権問題が再び発生し、それが日本経済の足枷となることのないよう、引き続き金融機関の監督に万全を期していきます。

※ 詳しくは金融庁ホームページの「報道発表資料」から「[18 年 3 月期における不良債権の状況等（ポイント）（平成 18 年 8 月 8 日）](#)」、または「所管金融機関の状況（状況の一覧へ）」から「[不良債権の状況等（平成 18 年 3 月期（平成 18 年 8 月 8 日））](#)」にアクセスしてください。

1 不良債権比率（＝不良債権（金融再生法開示債権）／総与信額）

2 不良債権比率の半減目標：平成 16 年度（平成 17 年 3 月期）には、主要行の不良債権比率を平成 14 年 3 月期（8.4%）の半分程度に低下させるという目標。

## 【平成 18 事務年度 監督方針関係】

### 証券会社等向け監督方針について

金融庁では、平成 18 年 8 月 30 日に「平成 18 事務年度<sup>1</sup>証券会社等向け監督方針」（以下「監督方針」）を公表いたしました。監督方針は、行政の透明性と監督対象者の予測可能性向上の観点から、監督指針とは別に、一年間の監督上の主な検証ポイント等を示すもので、昨年（平成 17 事務年度）初めて策定・公表し、今回が二回目の方針となります。

#### I. 基本的考え方

##### 1. 証券業等の現状認識

金融システム改革以来、証券市場活性化のための諸施策が講じられてきましたが、主要行の不良債権問題の正常化やバランスのとれた景気回復がみられた昨事務年度は、「貯蓄から投資へ」の流れを加速していく本格的な移行期のはじまりであったといえます。

しかしながら、昨事務年度は、我が国証券市場において、大規模な株式の誤発注や証券会社のシステム障害、投資家による不公正取引など、市場を巡る様々な問題が発生した時期でもありました。

##### 2. 基本的考え方

こうした現状認識の下、来事務年度の金融商品取引法の本格施行を前に、業態横断的に自主的な取組みの促進と利用者保護の徹底を図るべく、対象を証券会社から投資信託委託業者、投資法人、投資顧問業者、金融先物取引業者等も含む「証券会社等」へと拡大し、これらの業者に対して、以下のような3つの柱を重点事項とし、厳正かつ適切な対応を行っていくこととしております。

- (1) 利用者保護
- (2) 適正な業務運営態勢の構築
- (3) 証券会社の市場仲介機能等の適切な発揮

#### II. 重点事項

##### 1. 利用者保護

###### (1) 勧誘・説明態勢の確立

個人投資家の急増や、金融商品の複雑化・多様化、販売チャネルの多様化など、近年の証券取引の特徴に鑑みれば、証券会社等による、適切な勧誘・説明態勢の確立が必要です。そのため、証券会社等の勧誘・説明に係る法令等遵守態勢や広告審査体制について検証し、問題がある場合には、監督上の厳正な対応を行うこととします。

###### (2) 相談・苦情への適切な対応

証券会社等の業務は、利用者からの支持と信頼があって初めて成り立つものであり、利用者からの相談・苦情に対して真摯に対応することは、証券会社等にとって重要かつ当然の責任です。そうした観点から、各証券会社等の相談・苦情への対応体制について検証することとします。

###### (3) 顧客情報の管理態勢の確立

個人情報のもとより、法人情報を含めた顧客情報が適切に管理される態勢を構築することが重要であり、証券会社等の顧客情報管理態勢について、問題がある場合には、監督上の厳正な対応を行うこととします。

###### (4) 分別保管の徹底

顧客が安心して証券取引を行うためには、証券会社等による顧客資産の分別保管の徹底が不可欠です。証券会社等の分別保管の体制等に問題がある場合には、速やかに是正を求めることとします。

<sup>1</sup> 平成 18 年 7 月 1 日～平成 19 年 6 月末日



#### (5) 資産運用業等に関する利用者保護

投資信託委託業、投資法人資産運用業、投資顧問業については、引き続き顧客に対する忠実義務や善管注意義務の違反行為の有無について厳正なチェックを行うとともに、広告等の適正性についても確認を行います。

#### (6) 金融先物取引業に関する利用者保護

外為証拠金取引業者については、不招請勧誘の禁止や広告規制等の行為規制の遵守状況について、問題があると認められた場合には監督上の厳正な対応を行うこととします。

### 2. 適正な業務運営態勢の構築

#### (1) 証券会社等の経営管理（ガバナンス）態勢

証券会社等が法令等遵守やリスク管理を徹底し、市場の健全な発展を実現していくためには、適切な経営管理（ガバナンス）が行われることが重要です。

こうした観点から、代表取締役の法令等遵守やリスク管理に関する意識と取組み、取締役会等による経営へのチェック機能、内部監査の機能の適切な発揮などについて、特に最近問題となった投資法人の役員会の不適切な運営の事例なども踏まえて、検証することとします。

#### (2) 高度で強固な法令等遵守態勢・リスク管理態勢の整備

経営者の法令等遵守の意識向上や積極的関与に加え、法令等遵守部門やリスク管理部門が役割を適切に果たしていくことが重要です。証券会社等の登録申請時等においても、当局はこうした観点も踏まえ、経営者の法令等遵守意識、法令等遵守態勢やリスク管理態勢の適切性、内部監査部門の機能等について検証することとします。

#### (3) 金融コングロマリットの経営管理についての対応

昨事務年度に問題となった事例等を踏まえ、金融コングロマリットの経営態勢や証券会社等と他の金融機関の兼職態勢を検証することとします。

#### (4) 財務の健全性の確保

自己資本規制比率に基づくモニタリングや、プリンシパル投資業務を拡大している証券会社グループのリスク管理態勢の検証、金融コングロマリットのグループ全体の自己資本の適正性等の検証を行うこととします。

#### (5) 登録金融機関と証券仲介業者に対する利益相反等の防止

登録金融機関については、銀行業等の他の業務と証券業務の利益相反の防止、優越的地位の濫用の防止等への対応、証券仲介業者については所属証券会社による勧誘態勢等の適切に把握などについて検証することとします。

### 3. 市場仲介機能等の適切な発揮

#### (1) オペレーションの信頼性の向上

「証券会社の市場仲介機能等に関する懇談会 論点整理」（以下「論点整理」という。）のフォローアップに加え、以下の取組みを行うこととします。

##### ① 誤発注の再発防止

当局の行った一斉点検や証券業協会の自主規制規則の制定を踏まえ、各証券会社の誤発注防止策等について検証をし、問題がある場合には、適切な改善を促すこととします。また、各証券会社のポジションリミット、リスクリミットの設定のあり方についても、ヒアリング等を通じた把握に努めることとします。

##### ② 信用取引の担保掛目

代用有価証券の掛目を事前予告等なしにゼロとする対応がなされた事例を受けて策定された、

証券業協会の自主規制規則を踏まえ、各証券会社の対応を注視していくこととします。

### ③ システム管理態勢の適切性の確保

近年のコンピュータ・システムを利用した証券取引の増加、昨今における証券会社の障害発生状況を踏まえ、証券会社のシステム管理態勢について重点的に検証を行い、問題がある場合には行政処分等を含めた厳正な対応を行うこととします。

また、新サービス提供等の進捗状況の把握や各証券会社のBCP（事業継続計画）に関する体制構築を検証することとします。

### (2) 発行体に対するチェック機能の発揮

近年の発行市場において発生している問題や、元引受け業務が金融商品取引法において登録制になること等を踏まえ、「論点整理」のフォローアップに加え、各証券会社の引受け等の業務運営の実態把握に努めることとします。その際には、問題となる事例や体制面での不備が認められた場合には、適切な改善を促すこととします。

### (3) 投資家に対するチェック機能の発揮

相場操縦的行為やインサイダー取引などに係る最近の処分事例等を踏まえ、「論点整理」のフォローアップに加え、証券会社の売買管理・審査態勢の実効性等について検証し、問題がある場合には監督上の厳正な対応を行うこととします。

また、プレ・ヒアリングについて、内閣府令改正等を踏まえて、各証券会社の態勢整備を検証することとします。

### (4) 市場プレイヤーとしての自己規律の維持

証券会社の活動範囲の拡大といった状況変化の中、市場仲介者としての機能と市場プレイヤーとしての機能の間等における利益相反に留意すべき状況が増加しており、適切な内部管理態勢の構築が重要となっています。

そのため、「論点整理」のフォローアップに加え、証券会社におけるチャイニーズ・ウォールの整備状況、各種法令の遵守状況について検証し、問題がある場合には監督上の厳正な対応を行うこととします。

更に、法令等遵守に留まらない証券会社の自己規律の一層の発揮に向けて、各証券会社における取組み状況を検証することとします。

## Ⅲ. 監督手法

### 1. 検査・監視部局との適切な連携の確保

監督局と証券取引等監視委員会事務局等間で適切な役割分担の下、有効な情報の交換や問題意識の共有など、適切な連携を図ることとする。

### 2. 自主規制機関との連携確保

「論点整理」のフォローアップをはじめ、各業態の自主規制機関との適切な連携を図ることとします。特に、監査や処分を含む自主規制機関の機能の強化・発揮を促すこととします。

### 3. 証券会社等との関係

監督当局は、証券会社等の業務運営等に関する自主的な努力を尊重するよう配慮するとともに、証券会社等との間での十分な意思疎通の確保に努めることとします。

### 4. 海外監督当局等との連携強化

金融コングロマリットの増加やクロスボーダーでの証券取引の増加等を踏まえ、海外監督当局等との情報交換や意見交換を通じた連携の一層の強化に努めることとします。

※ 詳しくは、金融庁ホームページの「報道発表資料」から、[「証券会社等向け監督方針について」\(平成18年8月30日\)](#)にアクセスして下さい。

## 主要行等向け監督方針について

金融庁は、昨年 10 月に策定された「主要行等向けの総合的な監督指針」（以下「監督指針」という。）に基づき、「平成 18 事務年度主要行等向け監督方針」（以下「監督方針」という。）を策定し、去る 8 月 9 日に公表しました。「平成 18 事務年度主要行等向け監督方針」の概要は、以下のとおりです。

### 1. 経緯等

監督指針において、「監督に当たっての重点事項を明確化するため、毎事務年度当初に当該事務年度の監督方針を策定・公表する」とされていることを受けて、本事務年度より「主要行等向け監督方針」を策定・公表することとしたものです。

平成 18 事務年度における主要行等の監督に当たっては、監督方針を踏まえ、「総合的なヒアリング」や「リスク管理ヒアリング」をはじめとした各種ヒアリング等のオフサイトモニタリングを実施することとなります。

### 2. 構成

監督方針の構成は、まず、金融行政の基本的な目的を達成するための「基本的な考え方」を示した上で、次に、主要行等を取り巻く現下の状況に的確に対応するために、平成 18 事務年度における監督に当たっての重点事項として「利用者保護ルールの徹底と利便性の向上」、「リスク管理の高度化等」、「金融の国際化等への対応」の 3 つを定めています。

### 3. 基本的考え方

「基本的な考え方」では、監督方針策定に至る経緯を簡単に示した上で、主要行等についての現状認識と上記の 3 つの重点項目に係る基本的考え方を示しています。

#### (1) 主要行等を取り巻く状況と期待される役割

まず、主要行等を取り巻く状況の変化について、以下のとおり示しています。

- ① [改正銀行法による銀行代理業制度の導入](#)（本年 4 月）、同法や本年の通常国会で成立した[金融商品取引法](#)による顧客保護規定の充実・強化
- ② いわゆる偽造・盗難キャッシュカード預金者保護法の施行（本年 2 月）や「情報セキュリティに関する検討会」の実施（本年 3 月～6 月）など金融犯罪防止に向けた対策の強化
- ③ 今般の日本銀行におけるゼロ金利政策の解除
- ④ 平成 19 年 3 月期からのバーゼルⅡ（新しい自己資本比率規制）の実施

続いて、このような状況のなか、金融機関一般に対して、自行の強みを活かし、顧客のニーズに対応した多様で良質な金融商品・サービスを提供することが求められていることに言及した上で、特に主要行等については、規模が大きく我が国経済に大きな影響力を有し、国際的な金融活動を展開しているケースも多いことから、世界最高水準のサービスを提供することを通じて我が国経済の発展と国民生活の向上に寄与するとともに、世界の金融市場において重要な役割を果たしていくことが期待されていることを示しています。

#### (2) 重点事項に係る基本的考え方

「4. 重点事項」の各項目を参照のこと。

### 4. 重点事項

上記（1）の主要行等を取り巻く状況及び主要行等に対する期待を踏まえ、平成 18 事務年度において、主要行等を監督するに当たっては、引き続き検査部局との連携の強化に努めるほか、以下の 3 点を重点事項として、引き続き厳正で実効性のある監督行政を効率的に遂行することとしております。

#### (1) 利用者保護ルールの徹底と利便性の向上

主要行等は、取扱金融商品の多様化やフィージネスの拡大など、様々な取組みを行っています。このような取組みの中で利用者保護や顧客の利便性が軽視されることがないよう重点的に監督することとしております。具体的には、金融機関からの報告内容や検査結果に加えて、金融サ

ービス利用者相談室等の情報も積極的に活用しつつ、以下の項目について重点的に監督することとしております。

- ① 説明態勢及び相談・苦情処理機能の充実・強化
- ② 金融犯罪防止等に向けた対策の強化・徹底
- ③ システムリスク管理態勢の適切性の確保
- ④ 業務運営における独占禁止法等の関係法令等遵守の徹底
- ⑤ 借り手のニーズに対応した審査・融資管理態勢の整備
- ⑥ 銀行代理業者の適切な業務運営の確保
- ⑦ 仕組債等の組成・販売に係る業務の適切性の確保

## (2) リスク管理の高度化等

金融機関の自主的・持続的取組みにより、金融機関の財務の健全性が確保されるためには、適切なリスク管理が行われることが重要です。このため、バーゼルⅡの実施に向けた取組みや主要行等の業務の拡大に伴うリスクの多様化に対応した、リスク管理の高度化のための取組みが行われているか等、以下の項目について重点的に監督することとしております。具体的な項目は以下のとおりです。

- ① バーゼルⅡへの対応
- ② 運用資産の多様化等によるリスクの多様化への対応
- ③ 自己資本の質の向上

## (3) 金融の国際化等への対応

金融の国際化等に対応して、主要行等においては、コングロマリット化や海外業務の拡大が進展しています。このような取組みは収益の拡大につながる一方で、業務管理が不十分となる惧れがあることを踏まえ、適切な業務管理態勢が整備されているか等、以下の項目について重点的に監督することとしております。

- ① 金融コングロマリットに対する監督
- ② 海外業務に係る業務管理

※ 詳しくは、金融庁ホームページの「報道発表資料」から、[「主要行等向け監督方針について」](#)（平成 18 年 8 月 9 日）にアクセスして下さい。

# 中小・地域金融機関向け監督方針について

金融庁では、平成 16 事務年度以降、中小・地域金融機関の監督を行うに当たって、各事務年度の監督上の重点事項を明確化するため、年度当初に監督方針を策定・公表しています。

本事務年度は、8 月 9 日に「平成 18 事務年度 中小・地域金融機関向け監督方針」（以下、「18 年度監督方針」という。）を策定・公表し、監督に当たっての基本的な考え方と重点を置くべき点を示しています。以下では、その概要を説明します。

## 1. 「基本的考え方」

18 年度監督方針では、まず初めに、「基本的考え方」を掲げており、その中で、中小・地域金融機関をとりまく状況、特に最近の環境変化について記載しています。その上で、効率的・効果的な監督を行うための基本的な考え方を示しています。

### (1) 中小・地域金融機関を取り巻く現状認識

ここでは、具体的に以下の環境変化等について明記しています。

- ① 第一は、中小・地域金融機関における[地域密着型金融（いわゆるリレバン）](#)の取組みです。中小・地域金融機関は、アクションプログラムの策定された平成 15 年 4 月以降、地域密着型金融に取り組んできており、その取組みは、総じて着実に進捗しています。しかしながら、担

保・保証に過度に依存しない融資や事業再生などの「事業再生・中小企業金融の円滑化」に係る取組みや、「地域の利用者の利便性向上」に係る取組みについては、なお不十分とする利用者の評価が見られることから、これらをはじめとする地域密着型金融の取組みを引き続き推進していく必要があります。

- ② 第二は、[金融商品取引法の成立](#)や偽造・盗難キャッシュカード預金者保護法の施行など、金融取引における利用者保護の徹底や金融犯罪防止に向けた対策の強化等の要請が高まっていることです。
- ③ 三点目としては、日本銀行のゼロ金利政策解除に伴う新たな金利・市場動向や、平成 19 年 3 月期からのバーゼルⅡの実施等が挙げられます。

## (2) 監督事務を行うに当たっての基本的な考え方

このような現状認識の下で、平成 18 事務年度においては、これまで同様、以下のような基本的な考え方にに基づき、厳正で実効性ある監督行政を効果的・効率的に遂行することとしています。

- ① 金融機関の業務運営に関して自主的な努力を尊重する。
- ② 金融機関との十分な意思疎通の確保に努める。
- ③ 引き続き検査部局との連携に努める。
- ④ 財務局等と金融庁の連携を一層強化する。

## 2. 「重点事項」

重点事項としては、上記 1. (1) で示した環境変化等を踏まえ、その重要性に鑑み、「地域の利用者保護ルール of 徹底と利便性の向上」、「事業再生・中小企業金融の円滑化」、「リスク管理の高度化等」の三項目を順に掲げています。

なお、金融機関が取り組むべき課題が多岐に渡っている現状下では、経営陣のリーダーシップによる内部管理態勢の強化が求められるとの観点から、以下の三つの重点事項の監督を行うに当たっては、適切な経営管理がなされているかという点に特に留意することを、18 年度監督方針では明記しています。

### (1) 地域の利用者保護ルールの徹底と利用者利便性の向上

18 年度監督方針では、昨年度の二番目の重点事項であった「利用者保護ルールの徹底と利便性の向上」を、一番目に掲げました。昨年度は、「地域密着型金融の一層の推進」が第一の重点事項でしたが、もともと地域密着型金融の新アクションプログラムでは、地域の利用者の利便性向上が大きな柱であり、利用者アンケートでこの点が不十分とされたことも踏まえ、利用者の視点を第一とする金融行政の流れを改めて確認する意味から、一番目の重点事項としています。

また、最近の金融商品の多様化や日本銀行のゼロ金利政策解除に伴う金利上昇等の金融情勢の変化から、利用者・借り手に対する適切な説明が求められること、金融機関における不祥事件の多発や優越的地位の濫用に対する認識が甘いこと等に鑑み、以下の点に重点を置いて監督を行うこととしています。

- ① 説明態勢及び相談苦情処理機能の充実
- ② 法令等遵守（コンプライアンス）
- ③ 金融犯罪防止等に向けた対策の強化・徹底
- ④ 顧客情報の管理態勢の確立
- ⑤ システム管理態勢の適切性の確保

### (2) 事業再生・中小企業金融の円滑化

二つ目の重点事項としては、地域密着型金融の取組みのうち、依然として取組みが不十分であるとの評価が見られる「事業再生への取組み」や「担保・保証に過度に依存しない融資」を念頭に置いて、「事業再生・中小企業金融の円滑化」を掲げています。

金融庁としては、引き続き地域密着型金融の取組みの進捗状況のフォローアップを行うこととしていますが、その中でも、特に以下の点に重点を置いて監督することとしたものです。

- ① 事業再生への取組み
- ② 担保・保証に過度に依存しない融資

### (3) リスク管理の高度化等

三つ目の重点事項としては、昨年度同様「リスク管理の高度化等」を掲げています。特に、最

近の証券化・流動化等の取組みや、不動産ファンドをはじめとする各種ファンド商品等の複雑なリスク特性を有する資産運用の拡大傾向、日本銀行のゼロ金利政策解除後の新たな金利・市場動向などに鑑み、適切なリスク管理態勢の整備について、見ることにしています。

また、新しい自己資本比率規制であるバーゼルⅡの平成19年3月期からの実施を踏まえた着眼点を盛り込んでいます。具体的には、第一の柱（最低所要自己資本比率）に対応して、金融機関において自己資本比率の算出・管理が適切になされているか、また、第三の柱（市場規律）で、自己資本の基本的項目（Tier 1）について開示を求められていることも踏まえ、Tier 1 中心の自己資本となっているか等を盛り込んでいます。

- ① 資産査定、信用リスク管理の信頼性の確保
- ② 市場リスク管理態勢の整備
- ③ バーゼルⅡへの対応

※ 詳しくは、金融庁ホームページの「報道発表資料」から、[「中小・地域金融機関向け監督方針について」\(平成18年8月9日\)](#) にアクセスして下さい。

## 【特 集】

### 金融商品取引法制の概要について【第3回】

平成18年6月7日、第164回国会において、「[証券取引法等の一部を改正する法律](#)」（平成18年法律第65号）及び「[証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律](#)」（同第66号）が可決・成立し、6月14日に公布されました。

この法整備の具体的な内容は、大きく分けて、（1）投資性の強い金融商品に対する横断的な投資者保護法制（いわゆる投資サービス法制）の構築、（2）開示制度の拡充、（3）取引所の自主規制機能の強化、（4）不公正取引等への厳正な対応の4つの柱からなります。

前回までは「（1）いわゆる投資サービス法制の構築」について紹介しましたが、今回は、「**その他の改正内容【（2）開示制度の拡充、（3）取引所の自主規制機能の強化、（4）不公正取引等への厳正な対応】**」について紹介します。

（※）以下では、証券取引法を「証取法」、金融商品取引法を「金商法」と略します。

#### （2）開示制度の拡充

##### ① 上場会社等による開示の充実

今回の法整備では、企業内容等の開示制度について、適時・迅速かつ適正な財務・企業情報の開示を確保するため、次のような改正を行っています。

##### ア) 四半期開示の法定化

現行では取引所の自主ルールで行われている四半期開示制度を法定化し、上場会社等に「四半期報告書」の提出を義務付け、公認会計士・監査法人による監査の対象とします（金商法24条の4の7・193条の2）。四半期報告書の虚偽記載は、罰則・課徴金の対象となります。

##### イ) 財務報告に係る内部統制の強化

- ・ 上場会社等に対して、事業年度ごとに、財務報告に係る内部統制（財務に関する情報の適正性を確保するための体制）の有効性を評価する「内部統制報告書」の提出を義務付け、公認会計士・監査法人による監査の対象とします（24条の4の4・193条の2）。
- ・ 上場会社等に対して、有価証券報告書・四半期報告書等の内容が金融商品取引法令に基づき適正である旨の経営者の「確認書」の提出を義務付けます（24条の4の2・24条の4の8等）

##### ② 公開買付制度の見直し

「公開買付制度」とは、会社支配権に影響を及ぼしうるような証券取引について、その公正性・透明性を確保するための制度です。具体的には、取引所市場外において株券等の大量の買付け等を行おうとする買付者に対して、買付期間・数量・価格等の開示を義務付けることにより、株主に対して公平な売却機会を確保することとしています。

近年、企業の合併・買収件数が急速に伸びており、態様についても多様化が進む中、その一手段である公開買付けの件数も増加しています。こうした状況を受け、今回の法整備では、例えば次のように、公開買付制度の見直しを行っています。

##### ア) 脱法的な取引への対応、買付者間の公平性の確保

著しく少数の者（60日間 で10名以下）からの買付け であっても、取引所市場外 における買付けの後の所有 割合が3分の1超となるも のは、公開買付けを行わな ければならないこととされ ています。	⇒ ・ 市場内外等の取引を組み合わせた急速な買付けの後に所 有割合が3分の1超となるような場合について、公開買付 規制の対象となることを明確化します。 ・ ある者が公開買付けを実施している期間中に、3分の1 超を所有している別の者が急速に買付けを進める場合は、 公開買付けによらなければならないこととします。 （金商法（改正証取法）27条の2第1項4号・5号）
--	--

#### イ) 全部買付けの義務化の一部導入

- ・ 公開買付けの後に上場廃止等に至るようなケースにおいて株主を保護する観点から、買付け後の所有割合が3分の2以上となる場合（政令事項）には、応募がなされた株式の全部を買い付けることを義務付けます。（27条の13第4項）

#### ウ) 投資者への情報提供の充実

- ・ 買付対象会社による「意見表明報告書」の提出を義務付けます。買付対象会社は、「意見表明報告書」の中で、公開買付者に対する質問を行うことができます。
- ・ 意見表明報告書で買付対象会社から公開買付者への質問がなされた場合、当該公開買付者は「対質問回答報告書」を提出しなければならないこととします。

（27条の10第1項・2項・11項）

#### エ) 公開買付期間の伸張

公開買付期間は、20日から60日（実日数ベース）の範囲で公開買付者が設定することとされています。	⇒	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 公開買付期間を営業日ベース（20営業日から60営業日）へと改める予定です（政令事項）。</li><li>・ 対抗提案を提示し、株主に十分な熟慮期間を与えることが必要な場合を念頭に、当初設定された公開買付期間が短い場合であって買付対象会社からの請求があるときは、公開買付期間を30営業日（政令事項）に延長することとします（27条の10第2項～3項）。</li></ul>
--	---	--

#### オ) 公開買付けの撤回等の柔軟化

買付対象会社においていわゆる買収防衛策が発動された場合には、公開買付けの買付価格の引下げや撤回を認めることとしています。（27条の6第1項1号括弧書き・第27条の11第1項（政令事項））

### ③ 大量保有報告制度の見直し

「大量保有報告制度」とは、株券等の大量保有の状況を投資家に迅速に開示するための制度です。具体的には、例えば、上場株券等の保有割合が新たに5%超となった者は、その日から5営業日以内に「大量保有報告書」を提出しなければならないこととされています。ただし、日常の営業活動として大量の株券等の売買を行っている機関投資家については、その事務負担等を考慮して、報告頻度等を軽減する特例報告制度が適用されています。

近年において、合併・買収に至らない株式の大量取得事例も増加している状況を受け、今回の法整備では、例えば次のように、大量保有報告制度の見直しを行っています。

#### ア) 特例報告制度の見直し

投資家への一層の透明性が確保されるよう、報告期限・頻度の短縮等を行います。

##### 例えば、上場株券等の保有割合が新たに5%超となった場合

「3ヶ月ごとに翌月15日までに報告	⇒	「概ね2週間ごと（毎月2回以上の基準日ごと）に5営業日以内」に報告
（金商法（改正証取法）27条の26第1項～3項）		

#### イ) 大量保有報告書の電子提出の義務付け

大量保有報告書の電子提出を義務付けることで、EDINET（電子開示システム）を通じた迅速な公衆縦覧を図ります。（27条の30の2）

### (3) 取引所の自主規制機能の強化

証券取引所は、平成12年の証券取引法改正により、株式会社化が認められています。株式会社形態の取引所は、株式会社としての「営利性」と取引所取引の公正性・透明性確保に向けた「自主規制機能」との間に利益相反が生じるおそれがあることから、自主規制機能を担う組織について、他の業務からの独立性を確保する必要が指摘されています。他方、具体的な組織形態の議論に当たっては、市場の現場に近いところで実情に即したきめ細かい対応が可能であるという、現場の品質管理という側面にも留意する必要も指摘されています。

今回の法整備では、こうした議論を踏まえ、次のような制度を整備しています。



**ア) 自主規制業務**

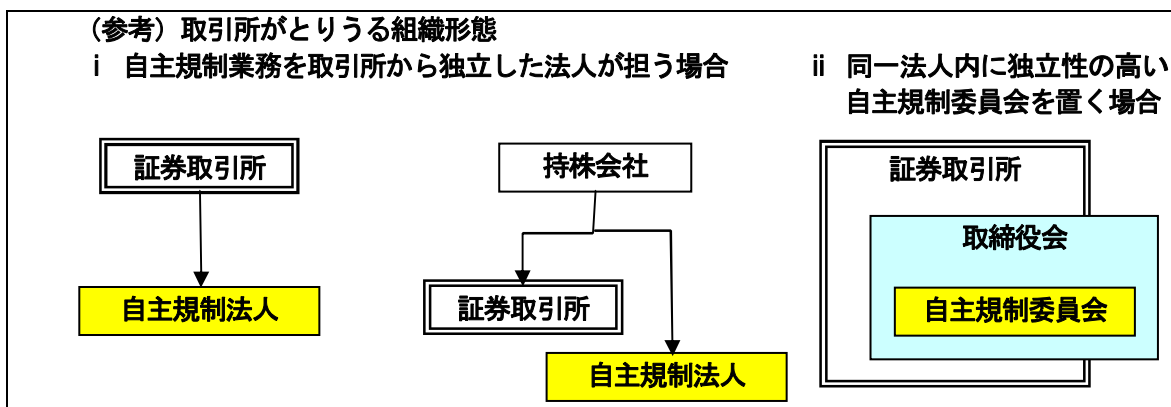
取引所の提供するサービスの品質を向上させる観点から、金融商品取引所は、「自主規制業務」（例えば、上場・上場廃止に関する業務や取引参加者の法令遵守状況の調査等）を適切に行わなければならないこととします（金商法84条）。

**イ) 自主規制法人・自主規制委員会**

金融商品取引所は、内閣総理大臣の認可を受けて、自主規制業務の全部又は一部を「自主規制法人」（102条の2～）に委託できることとします（85条）。自主規制法人の理事の過半数は、外部理事でなければなりません（102条の23第3項）。

株式会社形態の金融商品取引所は、自主規制業務に関する事項の決定を行う「自主規制委員会」を置くことができることとします（105条の4）。自主規制委員会の自主規制委員の過半数は社外取締役でなければなりません（105条の5第1項）。

（注） これらの組織形態の採否は各取引所の自主的判断に委ねられます。ただし、金融商品取引所が自市場・他市場に上場する場合は、内閣総理大臣の承認を受けなければならないこととされており（122条・124条）、その際には、自主規制業務を適切に運営するための体制も審査対象になるものと考えられます。



**(4) 不公正取引等への厳正な対応**

**① 罰則の強化**

最近の一部上場企業を巡る一連の不正事件を受け、投資者保護の徹底、公正かつ透明な証券取引の確保及び証券取引に対する国民の信頼の確保を図る観点から、例えば次のように、証券取引法の罰則の法定刑の水準を引き上げています。

<ul style="list-style-type: none"> <li>・有価証券届出書・有価証券報告書の虚偽記載</li> <li>・不正行為、風説の流布・偽計、相場操縦行為</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金又は併科</li> <li>・ 法人両罰 5億円以下の罰金</li> </ul>	<p>⇒</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 10年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金又は併科</li> <li>・ 法人両罰 7億円以下の罰金（金商法（改正証取法）197条1項・207条1項1号）</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・有価証券届出書・有価証券報告書の不提出</li> <li>・インサイダー取引</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金又は併科</li> <li>・ 法人両罰 3億円以下の罰金</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金又は併科</li> <li>・ 法人両罰 5億円以下の罰金（197条の2・207条1項2号）</li> </ul>

## ② 「見せ玉」への対応

「見せ玉（ぎょく）」とは、売買が盛んなように見せかけるため架空の注文を出し、約定が成立しそうになると取り消す行為であり、相場操縦の一手法です。

現行では、この「見せ玉」に該当する行為のうち、顧客による売買申込み行為が、相場操縦行為として刑事罰の対象とされています。今回の改正では、不公正取引に関する規制の実効性を確保するため、証券取引等監視委員会の建議（平成 17 年 11 月 29 日）も踏まえ、次の改正を行っています。

- ・ 顧客による売買申込み行為を、相場操縦行為として課徴金の対象とします（金商法（改正証券法）174 条 1 項）。
- ・ 証券会社の自己の計算における売買申込み行為についても、相場操縦行為として刑事罰及び課徴金の対象とします（159 条 2 項 1 号及び 3 項・174 条 1 項）。

	刑事罰	課徴金
顧客	○	×→○（今回の法整備で対応）
証券会社（自己売買）	×→○（今回の法整備で対応）	×→○（今回の法整備で対応）

## ● 施行期日について

今回の法整備の施行期日については、次のように、段階的なものとなっています。

・ 罰則引上げ・「見せ玉」への対応(前述(4)) 等	「公布の日から起算して 20 日を経過した日」 (=平成 18 年 7 月 4 日)
・ 公開買付制度の見直し(前述(2)②) ・ 大量保有報告制度の見直し（一部）	「公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において政令で定める日」 (=平成 18 年 12 月 13 日までの期間)
・ 大量保有報告制度の見直し(特例報告の頻度・期限の短縮や電子提出の義務化)(前述(2)③)	「公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において政令で定める日」 (=平成 19 年 6 月 13 日までの期間)
・ いわゆる投資サービス法制の構築(前述(1)) ・ 取引所の自主規制業務の適正な運営の確保(前述(3))	「公布の日から起算して 1 年 6 月を超えない範囲内において政令で定める日」 (=平成 19 年 12 月 13 日までの期間)
・ 四半期開示の法定化や財務報告に係る内部統制の強化等(前述(2)①)	同上 (※) 平成 20 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から適用。

## 【金融ここが聞きたい！】

※ このコーナーは、大臣の記者会見における質疑・応答（Q&A）などの中から、時々旬な情報をセレクトしてお届けするものです。

今号の「金融ここが聞きたい！」は、与謝野前大臣の閣議後記者会見の様子のほか、9月26日に就任されました山本 有内閣府特命担当大臣（金融・再チャレンジ担当）の大臣就任記者会見から金融関係の部分を抜粋しました。

もっとたくさんご覧になりたい方は、是非、金融庁ホームページの[「記者会見等」](#)のコーナーにアクセスしてください。

## 【就任記者会見冒頭：山本新大臣発言】

この度、再チャレンジ担当・金融担当を拝命いたしました山本有内閣府特命担当大臣であります。宜しくお願いいたします。

総理から御下命がありました点につきまして、金融の方から申し上げますが、多重債務の防止・救済のための貸金業制度の改革でございます。また、金融商品取引法の適正な運用など、国民が金融商品を安心して利用できるような制度の整備・運用に取り組まれます。また、東京を世界の金融センターにするために、積極的に規制緩和や世界に通用する取引所システムの構築などグローバル化に対応した環境整備を進めつつ、市場規律を徹底する観点から、市場監視機能の強化も合わせ、総合的に取り組まれますという御指示でありました。

また、再チャレンジにつきまして申し上げますと、勝ち組、負け組を固定しない社会、人生の各段階で多様な選択肢が用意されている社会を作るために、政策努力をしてもらいたい。特に支援策として再チャレンジを可能にする柔軟で多様な社会の仕組みの構築、働き方の複線化、学び方の複線化、暮らし方の複線化、そして個別の事情に応じた支援策を考えてもらいたいという御下命がございました。

今後、私といたしましてもこの両方につきまして、万全の研鑽を重ねまして、総理の意に添うよう頑張っていきたいと思っております。

**Q： 貸金業の改正の法案について、大臣ご自身の業界に対するスタンス、あるいは従来どんな感じでご覧になってきたのか、御見解をお伺いしたい。**

A： 現在における出資法の金利や状況からしますと、この改正というのは今を基準にすればかなり厳しくなっているのだらうと思います。そして、さらに厳しくしろという案も承知しておりますけれども、この点については、私もどこまでの推移を取れば最もこの社会が多重債務者を絶滅し、かつ与信を必要とする人たちのニーズに合うことができるかという、いわゆるベストポイントを探らなくてはなりません。ここは厳しいからいいとか、緩いからいいという判断ではなくて非常に精緻な時代を見る目というのが必要だらうと思いますので、いろいろなご見解を聞きながら、ベストポイントを探っていく作業をしてみたいと思っております。

**Q： 日本はオーババンキング状態であるという意見がありますが、特に、地方銀行に対しての見解をお聞かせください。**

A： 各地域の具体的事情や貸出先の状況、金融サービスに対するニーズ等は様々でありまして、オーババンキングであるかどうか、またどの程度の銀行数、規模が適当かについては、一概に言えないことなるらうかと思っております。しかし、金融はあくまで潤滑油でありまして、人間の体で言えば血液の流れでありまして、オーババンキングであるかどうかというよりも、必要なニ-

ズに対して必要な資金があてがわれる、その意味での企業の活性化経験、景気の浮揚というのもあり得るわけでしょうから、この点については、一概にオーバーバンキングと言ってしまうと、かえって拓殖銀行の後みたいなの、北海道的な事情になりかねないと思いますので、ここは慎重に考えていきたいと思っております。

【平成18年9月26日（火）就任記者会見 抜粋】

**Q： 足利銀行に関して、どのような経営理念や目的を持ったところが受皿にふさわしいと考えていますか。**

A： まず、銀行として、また金融機関として成り立たせるということが最も必要でございますから、資本の充実もさることながら、やはりきちんとした経営理念を持った経営陣が受皿の中に存在するということが大事だろうと思っております。

さらに、やはり足利銀行は地域銀行でございまして、栃木県の経済を担っているわけですから、資本の論理だけでなく、地域経済を本当に心配してくださる方、また地域経済とともに生きようと思う受皿であることが望ましいと思っております。

【平成18年9月1日（金）閣議後記者会見 抜粋】

**Q： ワーキンググループが中心に地元の要望なりを吸い上げていくことになると思うのですが、具体的にどのような形で進むのか。また、ワーキンググループに必ずしも栃木県経済に詳しい方がいらっしゃるのかに地元では若干の心配があるが、大臣のお考えをお聞かせ願いたい。**

A： ワーキンググループでは、やはり選定作業といった具体的な中身も見ることになります。それぞれ民間企業が提案されていることもありますので、ものを考え、審査する過程はワーキンググループのメンバーに原則としては限られるべきだと思っております。

しかしながら、当然ヒアリングもやりますから、栃木県の知事を始め地元の経済界、議会等の方々の意見は本当に耳を澄ましてよく聞くつもりでございます。

【平成18年9月1日（金）閣議後記者会見 抜粋】

**Q： 後藤田前政務官の問題提起が今の貸金業規制の見直しの問題に与える影響について、大臣はどうお考えですか。**

A： 金融庁案なるものは、三國谷局長の下につくられた懇談会の意見を正確に反映しなければならぬ。また、自民党の金融調査会や公明党の考え方も正確に反映する案を作ることに腐心してきたわけでございます。その結果、もちろん途中段階で与党の枢要な方々と打ち合わせをしながら進めてまいりまして、私どもとしては両者のご提案に沿う形の案を作り、機微に触れる部分については、「これは一案です」という注をわざわざ付けながらご提示申し上げ、これについて議論が始まったということは、むしろ歓迎すべきことだろうと思っております。

【平成18年9月8日（金）閣議後記者会見 抜粋】

**Q： 大臣の特例に反対する意向を無視した形で今回の案がまとめられたということですが、それについていかがですか。**

A： この特例については、私は多分二度オープンな場でお話をしております。それは、懇談会の場で、特例が特例でなくなるようなことでは困りますと。これはどういう意味かといいますと、特例という条項を作って、それを永久的に生き延びさせる。臨時異例の特例ではなくて、恒久的な制度をつくってしまう。これはだめですと。あくまでも暫定的なものであるべきだということを、私はあそこで示唆したつもりでございます。

それからもう一つは、この記者会見で、やはり制度を変える場合には、激変緩和的な、また関係者が穏やかに着地できるようにするべきだということも申し上げましたので、金融庁の案は、私の考え方に沿ったものでございます。

(平成 18 年 9 月 8 日 (金) 閣議後記者会見 抜粋)

**Q： 金融庁案の中に特例を設けていることが業者保護ではないかということが、金融庁への批判という形で出てきていると思うのですが、それについてはどうお考えですか。**

A： 金融庁としては、自民党の報告書並びに懇談会の中間報告の線に沿って、その線に沿った最善のものは何かということでご提示申し上げた。ご提示するについては、その一案だということでご提示申し上げたので、それをどう料理されるかというのは、党の方の仕事だと私は思っています。

(平成 18 年 9 月 12 日 (火) 閣議後記者会見 抜粋)

**Q： 株の夜間取引が始まりますが、大臣のご所見をお伺いしたい。**

A： 株の夜間取引は、恐らく投資家にとっては便利なものになるに違いないとおもっております。特に、昼間働いて、夜に投資活動をしようという個人にとりましては、これまでのような時間的制約から解放されることは大変便利なのではないかと想像できます。一方では、夜間取引の場とは、東証や大証等に比べて市場規模が小さく、取引数量も非常に小さい中で、価格形成が公正に行われるか否かを常に注意深く見ていかなければなりませんし、市場規模が小さいだけに、インサイダーや相場操縦など、証券取引法違反の行為が発生しやすい状況になる。これは相当、市場開設者も我々も注意していかなければなりません。

(平成 18 年 9 月 15 日 (金) 閣議後記者会見 抜粋)

**Q： 北朝鮮への金融制裁の点で、金融庁の役割についてご所見をお願いします。**

A： 金融庁の役割は二つあり、一つは本人確認ということ。取引が他人の名前や偽名で行われたりするのはテロ対策ということもありますけれども、それ以前に、銀行取引や税務上の問題等々として、その方が本人かどうかを確認することは銀行の責任になっております。本人確認はしっかりやってくださいということを金融機関に申し上げる、これが一つです。

それから、組織犯罪処罰法の中に、疑わしい取引を銀行が認識した場合には、それについて一定の事実を確認したり、届出をするということが組織犯罪処罰法に書いてございます。これは犯罪収益に関わる話なのですが、その疑わしい取引についてしっかり見張っていただきますということをお願いすることが金融庁の二つの大きな仕事であると思います。

(平成 18 年 9 月 19 日 (火) 閣議後記者会見 抜粋)

## 【お知らせ】

### ○ 大臣・副大臣・政務官への質問募集中

アクセスFSAでは、読者の皆様から寄せられた金融を巡る大臣・副大臣・政務官へのご質問に、大臣・副大臣・政務官が直接お答えする【大臣に質問!】、【副大臣に質問!】【政務官に質問!】のコーナーを設けております。「金融庁のやっている金融行政って、よくわからないんだけど、大臣・副大臣・政務官にこんなことを、是非、直接聞いてみたい!」というご質問がございましたら、金融庁ホームページの「[ご意見箱](#)」にお寄せください。その際、ご意見箱の件名の欄には、必ず「大臣に質問」「副大臣に質問」「政務官に質問」とご記入ください。また、本文の欄にご質問の内容をご記入下さい。ご意見箱のコーナーには、「45行以内」とありますが、「大臣に質問」、「副大臣に質問」、「政務官に質問」の場合には、ご質問の趣旨を明確にさせていただくために、恐縮ですが100字以内に収めていただきますようお願いいたします。お寄せいただきましたご質問の中から1問選定させていただき、「アクセスFSA」において大臣・副大臣・政務官の回答を掲載させていただきます。

### ○ 新着情報メール配信サービスへのご登録のご案内

金融庁ホームページでは、[新着情報メール配信サービス](#)を行っております。皆様のメールアドレス等を予めご登録いただきますと、毎月発行される「アクセスFSA」や日々発表される各種報道発表など、新着情報を1日1回、電子メールでご案内いたします。ご登録をご希望の方は、「[新着情報メール配信サービス](#)」へどうぞ。

## 【8月の主な報道発表等】

- 1日(火) [アクセス](#) ・ 証券会社に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（案）及び証券会社向けの総合的な監督指針の一部改正（案）の公表について（パブリックコメント）
- 2日(水) [アクセス](#) ・ 「金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令案」、「金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令案」の公表について（パブリックコメント）
- 4日(金) [アクセス](#)  
[アクセス](#) ・ スパークス分割準備株式会社に対する投資一任契約に係る業務の認可について  
・ スパークス分割準備株式会社に対する投資信託委託業者の認可について
- 8日(火) [アクセス](#) ・ 18年3月期における不良債権の状況等（ポイント）の公表
- 9日(水) [アクセス](#)  
[アクセス](#)  
[アクセス](#)  
[アクセス](#) ・ 平成18事務年度 中小・地域金融機関向け監督方針についての公表  
・ 平成18事務年度 主要行等向け監督方針についての公表  
・ 広告の表示等に係る取組みについて  
・ 検査モニターの運用改善について
- 10日(木) [アクセス](#) ・ 経営健全化計画の履行状況報告について
- 11日(金) [アクセス](#)  
[アクセス](#) ・ プルデンシャル投信投資顧問準備株式会社に対する投資一任契約に係る業務の認可について  
・ プルデンシャル投信投資顧問準備株式会社に対する投資信託委託業者の認可について
- 17日(木) [アクセス](#) ・ 「タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出について（追加要請その42）」の発出について
- 24日(木) [アクセス](#) ・ 「貸金業制度等に関する懇談会」（第19回会合）の開催
- 25日(金) [アクセス](#) ・ 株式会社豊和銀行の産業活力再生特別措置法に基づく事業再構築計画の認定について
- 29日(火) [アクセス](#)  
[アクセス](#) ・ 金融庁行政効率化推進計画の改定を公表  
・ 平成19年度機構・定員及び予算要求について公表
- 30日(水) [アクセス](#)  
[アクセス](#)  
[アクセス](#)  
[アクセス](#) ・ ジョイント・フォーラムが「業務継続のための基本原則」と題するペーパーを公表  
・ 金融庁業務継続体制の整備について公表  
・ 平成18事務年度証券会社等向け監督方針について公表  
・ 「平成19年度 税制改正要望」について取りまとめ
- 31日(木) [アクセス](#) ・ 「平成17年度実績評価書」、「平成18年度事業評価書」、「平成18年度事後事業評価書」及びそれらの要旨の公表について

※ [アクセス](#) マークのある項目につきましては、[アクセス](#) から公表された内容にアクセスできます。